

## 鹿児島工業高等専門学校における非常勤講師の任用に関する取扱いについて

（平成17年11月16日  
校長 裁 定）

鹿児島工業高等専門学校の非常勤講師の任用に関する取扱いについては、次によるものとする。

第1条 本校で開設する授業科目については、専任教員が専門分野を拓げることによって担当できるよう努めるものとする。ただし、これにより難く真にやむを得ない事情がある場合に限り、非常勤講師を任用することができる。

第2条 非常勤講師は、次の各号の一に該当する授業科目について担当することができる。

- (1) 専任教員による教育課程上の科目の担当者が得られない場合
- (2) 一般科目の専任教員が原則として、平均持ち時間数が16時間を超える時間数
- (3) 一般科目の専任教員が主事併任となった場合の持ち時間数が12時間を超える時間数
- (4) 専任教員が休職や病気休暇及び在外研究や内地研究などの長期不在の場合、原則として所属する学科や教科で授業科目を担当するが、次に該当する場合
  - 一 専門性が代替できない場合の時間数
  - 二 残りの専任教員の持ち時間数が同条第2号にプラス1～2の時間数を超える時間数
- (5) 教育上、授業内容の特定分野について、学識を有する者に講義を依頼する必要がある場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に校長が非常勤講師の任用を必要と認める場合

第3条 非常勤講師は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）に定められた講師以上の資格を有する者
- (2) 優れた見識を持ち、本校の教育方針に沿った教育指導のできる者
- (3) 授業年度において、原則として年齢満65歳以内であること。ただし、補充することが困難な場合は満70歳以内とする。
- (4) 健康で勤務に支障がないこと。

第4条 採用の期間は1年以内とする。ただし、校長が必要と認めたときは、任用を更新することができる。

第5条 各学科長は、非常勤講師を任用しようとするときは、非常勤講師任用計画表を作成し、校長に申し出るものとする。

2 前項の申し出に際し、履歴書並びに非常勤講師としての資格を確認できる書類を添付するものとする。ただし、前年度から継続して任用する者にあつては、添付を省略することができる。

第6条 校長は、各学科長から提出された任用計画表をもとに、教務主事と非常勤講師任用計画の策定を行うものとする。

第7条 校長は、前条の任用計画の策定に際し、非常勤講師の資格審査を教務委員会に付託するものとする。

附 則  
この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

附 則  
この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。